



鳥取県公報

令和7年4月21日（月）
号外第47号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **選管告示** 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日（9）・・・・・・・・・・・・・2
- 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日（10）・・・・・・・・・・・・・2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

令和7年5月25日執行予定の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年4月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和7年5月15日。ただし、年齢については同月25日を基準日とする。

2 登録を行う日

令和7年5月15日

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

令和7年5月25日執行予定の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和7年5月16日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

令和7年4月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子